図表1-8-2 「防災経済行動原則」について

防災経済行動原則

平成30年3月23日
防災経済コンソーシアム

【前文】

我が国は、その自然的条件から災害が発生しやすい特性を有している。このため事業者は、災害リスクマネジメントが事業経営上の根幹をなすことを認識して意思決定等の行動を行うことが重要である。特に大規模災害時には公助に一定の限界があることから、事業者は、自助・共助による以下（1）～（4）の事前の備えを行うことが重要である。

（1）事業者は、自らの災害リスクを適切に認識・把握する。
（2）事業者は、認識・把握した自らの災害リスクに応じて、リスクコントロール（耐震補強、ＢＣＰ対策等）とリスクファイナンス（保険加入、融資、現金保有等）の組合せによる効果的な災害リスクマネジメントによって、防災対策を実施する。
（3）事業者は、自らが主体的に行動するため、自らの役職員への防災教育の充実により意識を向上させる。
（4）事業者は、自らの事業経営に不可欠な取引先、金融機関、事業者団体等の関係機関等と連携・コミュニケーションを図り、自助・共助の防災対策を実施する。

防災経済行動原則は、事業者が自助・共助による事前の備えを行うことによって、結果として社会全体の災害リスクマネジメント力が高まるように、防災経済コンソーシアムのメンバーの活動上尊重されるべきものである。

【防災経済行動原則】

1．防災経済コンソーシアムのメンバーは、【前文】の（1）～（4）の実現を図るために必要な推進を図る。

2．防災経済コンソーシアムのメンバーは、防災経済コンソーシアムへの情報共有や事業者への還元など、得られた知見は可能な限り共有し、社会全体の災害リスクマネジメント力向上の推進を図る。

3．防災経済コンソーシアムのメンバーは、メンバーが属する業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る。

以上

出典：内閣府ホームページ
（参照：http://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html）

1－9 学術界の取組

我が国では、地震、津波、火山、豪雨等の自然現象、土木、建築等の構造物、救急医療、環境衛生等の医療・衛生、経済、地理、歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を超えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年1月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。令和3年3月末現在、58学会が同連携体に参加している。

同連携体は、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、6月に第1回ＷＥＢ会議「近年の異常気象と地球温暖化、今年の夏の備えも含めて」、7月には第2回ＷＥＢ会議「コロナ感染症対策と日本災害医学会の活動」を開催した。また、令和3年1月には、日本学術会議主催フォーラム・第11回防災学術連携シンポジウムとして「東日本大震災からの十年とこれから―58学会、防災学術連携体の活動―」をＷＥＢ開催し、東日本大震災から10年を迎えるに当たり、東日本大震災の経験とその後の活動への展開を振り返り、今後の取組について発表した。

日本学術会議主催フォーラム・第11回防災学術連携シンポジウム　記念撮影

1－10 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、中でも人口の51.3%は女性であり（総務省「人口推計」、令和元年10月1日現在）、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって不可欠である。

令和2年5月、内閣府は地方公共団体において、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階で、男女共同参画の視点を取り入れた災害対応の取組を進めるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、内閣府の男女共同参画局長と防災担当政策統括官の連名で、地方公共団体に対してガイドラインに基づく取組の促進について通知を発出した。また、国の防災基本計画を修正し、地域防災計画において男女共同参画部局と男女共同参画センターの役割を明確化することなどを新たに盛り込んだ。

令和2年7月豪雨においては、被災地に派遣される「内閣府調査チーム」の一員として初めて男女共同参画局の職員を熊本県庁に派遣し、男女共同参画担当課を支援した。具体的には、被災市町村や避難所を巡回し、ガイドラインの周知・活用の依頼等を行った。国の働きかけを踏まえ、熊本県では、県災害対策本部会議において男女共同参画担当課を所管する環境生活部長から、ガイドライン及び避難所チェックシートの活用について呼びかけるとともに、避難所に派遣される全ての県職員に避難所チェックシートを配布し、活用を促した。また、災害対策本部の下部組織として設置された避難所等支援室に、男女共同参画担当課の職員を配置した。

令和2年12月25日に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画では、男女共同参画の視点からの災害対応の取組を更に強化するために、都道府県・市町村防災会議における女性委員の割合を令和7年までに30%とすることを成果目標とした上で、以下の取組を掲げている。

（参照：https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/2-08.pdf）

・平常時より、国においても、地方公共団体においても、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を進める。
・都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、女性委員のいない市町村防災会議の早期解消とともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う（図表1-10-1、図表1-10-2）。